

「企業会計基準公開草案第 44 号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」等」
に対する意見

平成 22 年 11 月 4 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1．本公開草案の方向性に関する意見（全般）

（意見）

企業会計基準公開草案第 44 号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「連結会計基準（案）」という。）の示す方向性に賛成する。

（理由）

連結の範囲から特別目的会社を除外することを定めた「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（企業会計審議会）を定めた当時に想定された特別目的会社と、現在の実務における特別目的会社とでは、その性格が変化しており、現行の特別目的会社は必ずしも連結の範囲から除外する趣旨に合致しているとはいえない状況である。この認識を踏まえると、この問題を早急に解消するためにコンバージェンスとしての改正に先行して、本件の改正を行うことは意義があると考えます。

2．みなし規定の見直しの必要性（連結会計基準（案） 第 7-2 項）

（意見）

「第 7 項にかかわらず、（中略）推定する。」とされているが、推定規定とした理由及び反証の例示などを結論の背景に記載すべきである。

（理由）

第 7 項はもともと実質支配力基準を定めたものである。したがって、第 7-2 項がみなし規定でなく推定規定となっていると、第 7 項との関係が不明瞭になってしまう懸念があるためである。

3．過年度遡及適用しない理由の詳述（連結会計基準（案） 第 44-4 項）

（意見）

第 44-4 項の適用初年度の処理については、過年度遡及処理をとらず、(3)、(4)の二つの方法を認めているが、遡及を求めない理由については記載する必要があると考える。

（理由）

従来開示対象特別目的会社であったことを考慮に入れると、通常は、遡及適用することは技術的にさほど難しいことではないと考えられる。また、今後も連結範囲の検討は続くと考え

ているが、新会計基準適用時の処理方法に関しては継続した取扱いが望ましく、結論の背景等で理由を記載する必要があると考えられる。

4．みなし取得日連結処理と期首時価評価連結処理の関係の明確化（連結会計基準（案）第44-4項(3)、(4)）

（意見）

第44-4項の適用初年度の処理において、(3)、(4)の二つの方法を認め、第44-4項(4)「～差額が生じる場合には、当該差額を適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減することができる。」とされている。この場合、「できる」とされているのは、(3)が原則処理であり、(4)の処理が「できる」ということか、(3)と(4)の優先順位を明らかにすべきである。

仮に制約がなく、連結財務諸表提出会社の選択により使い分け可能とすれば、連結会社ごと又は一つの連結会社が有する特別目的会社ごとに(3)の会計処理と(4)の会計処理とを使い分けることが可能と解釈される余地がある。

（理由）

本公開草案の記述から(3)の適正な帳簿価額の評価が原則で、(4)は時価での評価も「できる」という取扱いと解されるが、原則がどちらであるかが不明確なためである。

5．過半数出資の場合であっても連結除外する根拠の記載不足（連結会計基準（案）第54-2項）

（意見）

「資産を譲渡した企業（当該企業が出資者を兼ねている場合を含む。）」のカッコ書きは、支配している場合であっても連結除外する旨を定めていると解されるが、このような取扱いとした理由等に関して結論の背景で記述すべきである。

（理由）

検討過程で上記の取扱いとした理由の記載がないと、連結除外処理という理解に至るのは困難なためである。

6．ノンリコース債務の注記対象の明確化（連結会計基準（案）第74-4項）

（意見）

第74-4項では、特別目的以外の会社であってもノンリコース債務に関しては、「特別目的会社のノンリコース債務と同様の記載を行うことは妨げられないと考えられる。」とされているが、任意記載とした理由に関して不明確である。

（理由）

なぜ任意記載とするのが、その理由の記載なしで理解に至るのは困難なためである。

7．早期適用の濫用禁止の明確化（連結会計基準（案）以外）

（意見）

「～適用時期は、平成 XX 年改正の連結会計基準と同様とする。」という記述では、早期適用する場合、他の適用指針（案）等と同時適用ということが不明確である。

（理由）

適用指針（案）等の各々について、早期適用するものとししないものとで使い分けが可能というように誤って適用されるおそれがあるためである。

以 上